東京大学教養学部　日本語科目非常勤講師 公募要項

1.	職名及び人数	非常勤講師　　若干名
2.	契約期間	2027（令和 9）年 4 月 1 日から 2027（令和 9）年 9 月 30 日まで
3.	更新の有無	なし（ただし、契約期間満了後は次年度の授業計画に基づき再度契約を締結する場合があります）
4.	勤務地	東京都目黒区駒場 3-8-1　東京大学駒場 I キャンパス
5.	業務内容	以下 2 種類の業務のいずれか、あるいは両方をお願いすることとなります。 【A】4 月入学正規留学生対象の日本語科目（前期課程日本語コース）担当 東京大学教養学部の、4 月入学の学部正規留学生を主対象とする日本語授業の実施。1回 90 分の授業を、学期毎に週1時限以上、13 週ないしは 14 週行います。2027 年 4 月から始まる学期において、「応募要件」の第5項（ア）（イ）に記す科目一つ以上をご担当いただきます。 【B】PEAK/KOMSTEP/USTEP 生対象の日本語科目担当 東京大学教養学部の PEAK (Programs in English at Komaba) 生、KOMSTEP/USTEP(全学および部局間交換留学)生を対象とする日本語の授業の担当、および授業運営に関わる採点や打ち合わせへの参加。担当授業に関わる教材およびテストの作成・採点など、担当授業の運営に関わる業務。1回 90 分の授業を、学期毎に週1時限以上、13 週ないしは 14 週行います。2027 年 4 月から始まる学期において、「応募要件」の第7項（ウ）（エ）（オ）に記す科目一つ以上をご担当いただきます。
6.	勤務時間	東京大学の定めるところによります。 2027 年度春学期は、下記の曜日・時限において、週 1, 2 コマ程度の授業をご担当いただきます。 【A】の場合は、原則として、火曜1限、もしくは、木曜 5 限となります。 1 限　8:30－10:00　　2 限　10:25－11:55　3 限　13:15－14:45 4 限　15:10－16:40　　5 限　17:05－18:35
7.	休日・休暇	日曜日、土曜日、国民の祝日の他、東京大学が定めるところによります。ただし、国民の祝日が授業日になることがあり、その場合はあらかじめ当該週の勤務しない日と振り替えます。
8.	賃金等	東京大学の定めるところによります。 時給 6,000 円または 4,000 円（経歴などにより決定。90 分の授業 1 回あたり、2 時間と計算）。支給要件を満たした場合、授業回数に応じて交通費を支給します。
9.	社会保険等	なし
10.	応募要件	【A】【B】共通の要件 1）大学学部レベルの、外国語としての日本語を教える能力・日本語能力を有する方。 2）高等教育機関での留学生対象の日本語教育 3 年以上の方（個人授業、TA は除く）。 3）博士号を有する者、またはそれに準ずる研究歴を有する者。 4）教師間の協働ができる方。 【A】に応募するための要件

		5）以下に示す科目のうち、1 つ以上の科目を担当できること。なお受講者の日本語レベルは上級・超級（日本語のみで行われる東京大学の授業に、日本語を母語とする学生と同様に参加できるレベル）です。 (ア) 大学で学習・研究を遂行するに当たり必要となる各種スキルを総合的に扱う科目 (イ) 特定のスキル、トピック等に特化して展開される科目（特に論文執筆、読解、調査研究の立案・実施・発表・ディスカッション等、高度に知的な内容を扱うもの） 【B】に応募するための要件 6）必要に応じて英語による活動の指示や説明ができること 7）以下に示す科目のうち、一つ以上の科目を担当できること (ウ) 初級～上級のうち、4技能を総合的に教授する科目 (エ) 初級～上級のうち、いずれかのスキルやトピックに特化したテーマ科目 (オ) 中級～上級の文科系アカデミックスキル（学術的なレポート、プレゼンテーション等）科目 ＊着任時に大学・大学院等の学生である方は応募できません。 ＊次年度以降に契約をお願いする場合は年度毎の契約となります。また契約は、原則として満 65 歳になる年度の年度末までです。 ＊東京大学教養学部日本語部会では、web ページを開設しています。)以下に示すトップページから、「履修案内」→【A】「4 月入学生」、【B】「9 月入学生」/「交換留学生」とリンクをたどっていってください。 https://webpark2405.sakura.ne.jp/nihongo/
11.	提出書類・提出方法	以下に示す書類①～⑥を PDF の形で作成し、zip 形式で圧縮して「東京大学教養学部　日本語科目非常勤講師募集担当」のメールアドレスまでお送りください（ファイルは 1 つの PDF とはせず、書類ごとに別の PDF とした上で圧縮してください。各 PDF には、応募者とファイルの内容がわかるようなファイル名を付けてください）。1 通のメール容量は 10MB 以下とし、件名は「日本語科目非常勤講師応募」としてください。もし、応募書類のサイズが 10MB を超える場合は、メールには添付せず、応募書類をアップロードした Dropbox や Google Drive 等のフォルダのリンクをメールで送ってください（その他のファイル転送サービス等を利用しても構いません）。 ※2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。 東京大学教養学部　日本語科目　非常勤講師募集担当： app_jpd-group[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp　※[at]を@に置き換えてください。 ① 履歴書（様式自由、写真不要） ② 業績リスト（著書、論文、口頭発表、その他などに適宜分類して記載してください） ③ 主要業績 2 点（原則として PDF 化されたもの） ④ これまでの教育歴の概要（機関名、期間、レベル、学生数、教授科目、使用教材等を明記してください） ⑤ 以下の情報を記した文書

		➢ 契約期間である 2027 年 4 月 1 日～2027 年 9 月 30 日において、1 週間内で出講可能な曜日・時限。「勤務時間」の項で挙げた以外の曜日・時限についても，差し支えない範囲でご予定をお知らせください。なお、東京大学の時限は以下のとおりです： 1 限　8:30－10:00　　2 限　10:25－11:55　　3 限　13:15－14:45 4 限　15:10－16:40　　5 限　17:05－18:35 ➢ 上項で挙げた業務の中で、担当可能な科目の内容（スキル・トピックの種類、対象レベル等）。上記「応募要件」の第5項および第7項に示した（ア)～(オ)のうち、どの項目に当たるものかを明記した上で、その項目として可能な科目内容を示してください。ただし、ご希望通りの科目をお願いできるとは限らないことをご了承ください。 ⑥ 応募者に関する意見を聞くことのできる推薦者1名の氏名（所属）・連絡先（Eメールアドレス）を記した文書。 ＊応募者の方が(ア)～（オ）のいずれの科目を担当可能とするかによって、お願いする模擬授業、および面接の内容が変わります。 ＊上記第 3 項の「主要業績 2 点」について、電子化が難しい場合（例えば、書籍の PDF 化について著作権上の懸念がある等）は、提出期限必着で現物を下記宛先にご送付ください。ただしその際必ず、上記の「非常勤講師募集担当」のメールアドレス宛に、「◯月◯日、業績の現物を●●（普通郵便・ゆうパック・宅配便等）で送付した」旨の連絡をしてください。また主要業績を現物で送る場合も、第 3 項以外の書類についてはすべて PDF 化されたものをメール添付でお送りください（紙で提出されたものは受理いたしかねます）。 現物送付先： 153-8902 東京都目黒区駒場 3−8-1　東京大学駒場 I キャンパス　国際教育研究棟 414　グローバルコミュニケーション研究センター事務室気付 日本語科目　非常勤講師募集担当係 （「主要業績在中」と朱書してください）
12.	応募締切	2026 年　9 月　30 日（水）（17 時必着）
13.	選考方法	書類審査を通過した方を対象に、10 月中に面接（模擬授業を含む）を行います。模擬授業の詳細については、書類審査を通過した方にお知らせします。面接・模擬授業は東京大学　駒場Iキャンパスで実施いたします（原則として対面で実施しますが、感染症罹患などやむを得ない事情がある場合、オンライン実施とする可能性もあります）。面接場所までの交通費およびオンライン実施の場合の通信費は、応募される方にご負担いただくこととなります。 採否については、2026 年 12 月ごろに応募者に連絡する予定です。 ＊なお、最終候補者となった方には、「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書」をご提出いただくことを予めご了承ください。様式については以下の URL からダウンロードしてください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/jp_declaration.docx
14.	問い合わせ先	東京大学教養学部　日本語科目　非常勤講師募集担当

		app_jpd-group[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp　※[at]を@に置き換えてください。
15.	募集者名称	国立大学法人　東京大学
16.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
17.	その他	● 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ● 東京大学は男女共同参画を推進しています。 ● 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。 ● 送付された書類等は原則として返却しません。主要業績として書籍等の現物を送付し、その返却を希望される場合は、送付時にその旨を明記するとともに、返却用のレターパック（返送先住所を記したもの）などを同封してください。